



第 64 回 関東水域OP連絡会オープンヨットレース大会

帆走指示書 Sailing Instructions

1 適用規則

(1) 本競技会は、2017-2020セーリング競技規則(以下、「規則」という)に定義された規則を適用する。ただし、いずれの規則も帆走指示書によって変更されたものを除く。

(2) 規則61. 1(a)を次の通り変更する。

「抗議しようとする艇は、その艇がレース中でなくなった後、直ちにフィニッシュ・ラインに位置するレース委員会艇に口頭で抗議する意思と被抗議艇のセール番号を伝えなければならない。」を追加する。

(3) 規則 40 を次のとおり変更する。

「参加する選手は、離岸から着岸まで有効な浮力体を持ったライフジャケットを着用しなければならない。ただし、一時的に衣類を着脱する場合を除く。」

(4) OP 級シルバークラスはスキッパーズミーティングで説明される指示を優先する。

2 競技者への通告

陸上本部に設置された公式掲示板に掲示する。

3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、レース当日の 9:00 までに公式掲示板に掲示する。

4 陸上で発する信号

(1) 陸上で発する信号は、陸上本部前に設置された掲揚ポールに掲揚する。

(2) 音響1声とともに掲揚されるD旗は『予告信号はD旗掲揚後30分以降に発する』ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで定められたバースより艇を動かしてはならない。ただし、レース委員会の指示があった場合を除く。予告信号予定時刻の30分前までにD旗が掲揚されない場合は、そのレースのスタートが時間に定めなく延期されている。

(3) 信号がクラス旗の上に掲揚された場合は、そのクラスのみに適用する。

5 レース日程

種 目	第 1 レース 予告信号 予定時刻	レース数
OP級 ゴールドクラス	4/29(土) 09:55	4
OP級 シルバークラス	4/29(日) 10:01	出来る限り行う

- (1) 引き続きのレースのスタート順番は上記の順番とは異なることがある。
- (2) 次のレースが始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を掲揚する最低5分以前に、音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- (3) 15:00以降のスタート予告信号は発しない。

6 クラス旗

種 目	ク ラ ス 旗
OP級 ゴールドクラス	OP級旗(黒色)
OP級 シルバークラス	OP級旗(赤色)

7. レースエリア

レースエリア及びレースエリアまでの行き方は図1に示す。

8. コース

- (1) 図2の見取り図はレグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、其々のマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- (2) 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9. マーク

- (1) マーク1、2、3は、黄色の円筒形を使用する。
- (2) スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端となるレース委員会艇とポートの端にある「ポール付オレンジ色の円筒形のブイ(ポールにはオレンジ旗)」とする。
- (3) フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインのポートの端となるレース委員会艇とスターボードの端にある「黄色の円筒形(小)」とする。

10. スタート

- (1) スタート・ラインは、スターボードの端にあるオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端にある「ポール付オレンジ色の円筒形のブイ(ポールにはオレンジ旗)」の間とする。
- (2) スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった艇(DNS)」と記録される。これは規則A4およびA5を変更している。
- (3) 予告信号が発せられていないクラスの艇は、コースサイドの外側に出るとともに、スタート・ラインからおむね50m以上離れ、予告信号が発せられたクラスの艇を避けなければならない。

11. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、ポートの端にあるオレンジ色旗を掲揚しているポールと、スターボードの端にある黄色の円筒形(小)の間とする。

12. ペナルティー方式

- (1) 付則Pを適用する。
- (2) 規則P2. 3は適用せず、規則P2. 2を「2回目以降のペナルティーに適用される」と変更する。

13. タイムリミットと目標時間

- (1) タイム・リミットと目標時間は次の通りとする。

種 目	マーク1のタイムリミット	目標時間
OP級 ゴールドクラス	20分	45分
OP級 シルバークラス	20分	30分

- (2) マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合には、レースは中止する。目標時間通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは、規則62. 1(a)を変更している。
- (3) 規則30. 3及び30. 4に違反しないでスタートした先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これは、規則35、A4及びA5を変更している。

14 抗議と救済要求

- (1) 抗議しようとする艇は、レース委員会に通知するため、その艇がレース中でなくなった後、フィニッシュラインに位置するレース委員会艇に口頭で、抗議する意思と被抗議艇のセール番号を伝えなければならない。
- (2) 抗議書は、陸上本部で入手できる。抗議、および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にプロテスト委員会に提出されなければならない。
- (3) 抗議締切時刻はその日の最終レース終了時、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
- (4) 審問の当事者または証人として名前があげられている対象者は、抗議締切時刻後30分以内に公式掲示板に掲示する。審問は新艇庫2階のプロテスト・ルームにて掲示した時刻より始められる。
- (5) レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則61. 1(b)に基づき伝えるため、公式掲示板に掲示する。

15 得点

(1) 本競技会が成立するためには1レースを完了することを必要とする。天候その他の理由により、本競技会が成立しない場合でも再レースは行わない。

(2) シリーズの得点は、次の通りとする。

・完了したレースが3レース以下の場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。

・完了したレースが4レース以上の場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

(3) 指示16(1)～(5)の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対し、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、「確定順位+2点」の得点を記録する。ただし、その艇は、「DNF」の艇より悪い得点を与えられることはない。これは、規則63. 1、A4およびA5を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示16(2)の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示16(3)及び(5)の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

(4) 参加艇数とは、4月26日(金)17:00までに受付を完了した艇の数とする。

16 安全規定

(1) 出艇しようとする艇の艇長は、大会本部に用意される出艇申告書に署名申請しなければならない。

(2) 出艇申告は、スキッパーズミーティング後から当該クラスのD旗掲揚後、15分後までに行わなければならない。

(3) 帰着申告書はその日の最終レース終了時、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から45分とする。

ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。

(4) レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、出艇前に指示16(2)に従い再度出艇申告を行わなければならない。

(5) リタイアしようとする艇、及び引き続き行われるレースに出走しない艇は、速やかにレースエリアから離れリタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝え、指示16(3)の帰着申告を行った上、リタイア報告書を提出しなければならない。

(6) OP級シルバークラスの艇には、レース委員会が配布する「識別リボン」をスプリットトップに装着しなければならない。

(7) レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対しリタイアの勧告及び強制救助を行うことができる。これは艇による救済要求の根拠にはならない。この項は、規則62. 1(a)を変更している。

(8) レース委員会が「数字旗8」を掲揚した場合、支援艇は直ちにレース委員会の指揮下に入り、救助活動に専念すること。(航行制限海域は自動的に解除する。)この場合、支援艇による救助は、16(7)を適用する。

17 装備の交換

(1) 損傷又は紛失した装備の修理又は交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。艇または装備は、クラス規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

18 運営艇

運営艇の標識は、下記のとおりとする。

運営艇名	表示
レース委員会艇	KSR(紺色)
プロテスト委員会艇	JURY (赤色白字)
救助艇	RESCUE (白色赤字)

19 支援艇

- (1) 使用許可を受けた支援艇には、無線機もしくは携帯電話機を搭載し、参加受付時に貸与されたピンク色旗を掲揚しなければならない。
- (2) 支援艇は、最初にスタートするクラスの予告信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするまでの間、レースエリアに入ってはならない。ただし、OP級シルバークラスの艇に指導するために、他のクラスのレースを妨げない範囲で行動することは許容する。レース委員会から指示があった場合には速やかに従うこと。
- (3) 支援艇は、レース委員会からレスキューボートとしての協力要請(数字旗8の掲揚)があった場合、直ちにレース委員会の指揮下に入り、救助活動に専念すること(この場合、航行制限海域は自動的に解除する)

20 ごみの処分

規則55に従い、水中にごみ等を捨ててはならない。支援艇、運営艇に預けてよい。

21 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は、無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用される。

22 責任の否認

本競技会の競技者は自分自身の責任(規則4「レースをすることの決定」参照)において参加することが条件であることから、主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物的損害または身体障害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

図1. レースエリア及びレースエリアまでの行き方

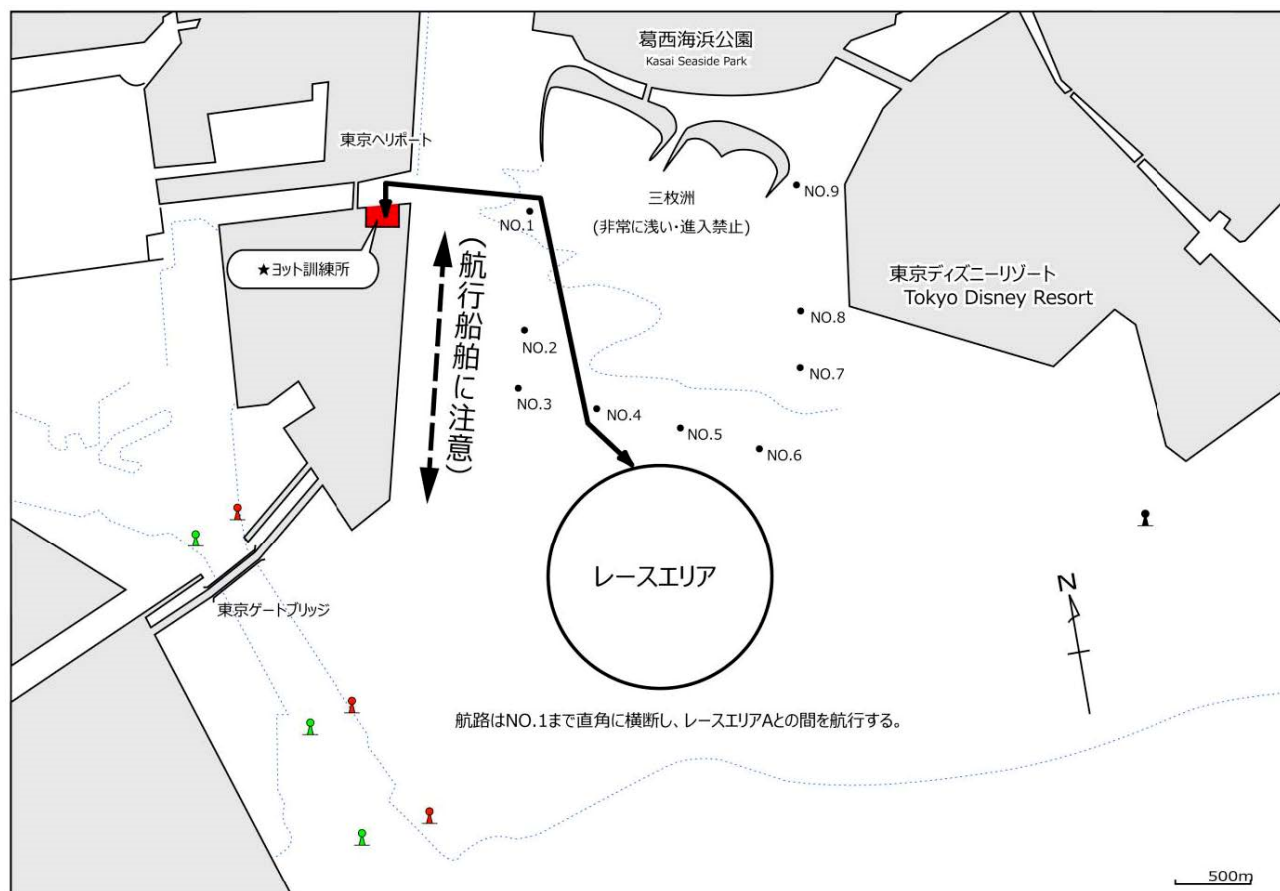
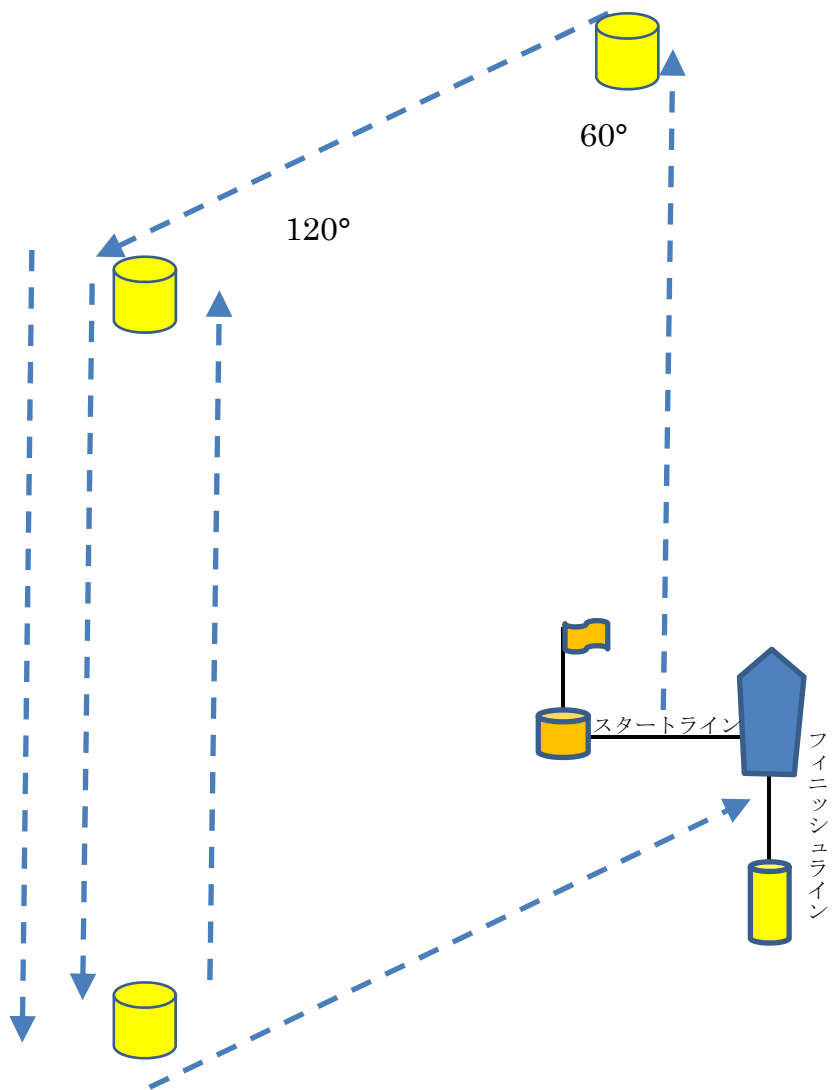


図2.

OP級ゴールドクラス スタート→1→2→3→2→3→フィニッシュ

支援艇航行制限範囲:各コースから 100m以上離れる範囲



※ゴールドクラスとレース海面が同じ場合

OP級シルバークラス スタート→1→2→3→フィニッシュ

支援艇航行制限範囲:各コースから 100m以上離れる範囲

